

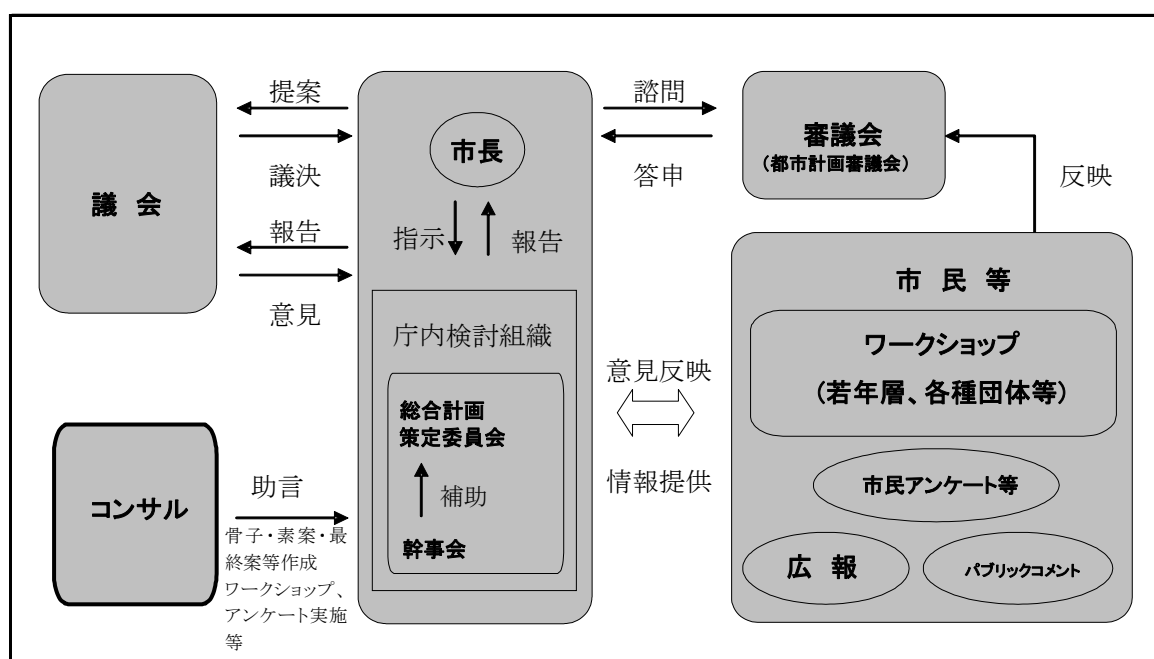
第5次城陽市総合計画の計画策定体制について

1 計画策定の体制（案）

新たな総合計画の策定においては市民参画を重視し、市議会や企業、各種団体を含め、幅広く市民みなさんのご意見やご提案をいただきながら計画の策定を進める予定をしています。

図 計画策定の体制(案)

<イメージ図>



(1) 議会

策定の過程においては、適宜、市議会に報告し、意見を伺います。基本構想部分については、最終的には議会の議決を必要とします。

(2) 審議会(都市計画審議会)

総合計画策定に係る諮問機関で、計画案について審議いただきます。

(3) 市民等

ワークショップや市民アンケート、パブリックコメント、広報等により適宜市民意見の把握、情報提供を行います。